

測量業務への総合評価落札方式の導入及び 総合評価適用工事の低入札価格調査の省略基準の改正について（概要）

総合評価落札方式に「測量業務型」を新設いたしました。

また、総合評価適用工事の低入札価格調査について、事情聴取等を省略できる基準を改正しましたので、お知らせします。

測量業務への総合評価落札方式の導入（業務関係）

くじ引きによる受注を抑制し競争環境の適正化を図るとともに、インフラ整備の品質を確保するため、測量業務に総合評価落札方式を導入します。

■新設する型式・目的・対象業務

型 式	目 的 《特徴》
測量業務型	履行能力及び地域貢献等を評価し、技術力が高く地域に貢献する企業を選定

■評価項目・評価内容

以下の評価項目を設定しています。

評価項目	評価内容（概要）
公共機関発注業務の履行実績	提出された業務実績が公共機関発注業務の場合に加点します。 （履行場所が札幌市内の場合に最高点）
提出された業務実績の成績点	提出された業務実績が過去5年間に完了した本市発注の測量業務（当初設計金額100万円超）で、その業務成績が一定の点数以上であるときに加点します。
企業の業務成績の平均点	過去5年間の本市発注の測量業務（当初設計金額100万円超）の成績平均点が一定の点数以上である場合に加点します。
過去5年間の本市測量業務の表彰回数	過去5年間の本市発注の測量業務について、本市から表彰を受けている場合に加点します。
資格保有者の育成状況	満30歳未満の測量士又は測量士補の雇用があり、かつ、その雇用期間が3年以上である場合に加点します（配置予定技術者を除く）。
継続教育（CPD）の取組状況	測量系CDP協議会が運営するCPD制度について、配置予定技術者が推奨単位以上の取得がある場合に加点します。
若手・女性技術者の活用状況	配置予定技術者が満35歳未満又は女性の場合に加点します。
本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況	市内企業の当該年度における本市との測量業務の契約件数が1件以下の場合に加点します。（0件が最高点） ※落札決定通知日以降、契約件数にカウントします。 ※当該年度における契約件数には早期発注分を含むものとし、業務番号（例：16（委）0001号）の上二桁により審査します。例えば、「平成28年度の契約件数」は業務番号が「16」から始まる業務の契約件数により審査します。

(測量業務型の評価項目・評価内容のつづき)

評価項目	評価内容（概要）
過去3年間の災害対応等の活動実績	次のいずれかの活動実績がある場合に加点します。 ①災害時協力協定の対象となる企業が過去3年間に於いて、協定に基づく災害対応活動の実績（本市主催の防災訓練等への参加を含む。）がある場合。（実績がなくても協定対象者であれば加点あり。評価対象となる団体及び協定は工事の評価と同様。） ②過去3年間に於いて、災害復旧活動の基盤となり得る公共基準点等を計画的かつ継続的に保全する点検活動等（札幌市と事前協議を行っているものに限る）がある場合。
障がい者の雇用状況	障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある企業は、障がい者を法定雇用率以上雇用している場合に加点します。 また、報告義務がない企業は、障がい者を1名以上雇用している場合に加点します。

※評価内容の詳細は落札者決定基準及び入札説明書をご確認ください。

総合評価適用工事の低入札価格調査の省略基準の改正（工事関係）

総合評価適用工事の低入札価格調査に関する入札参加者の負担を軽減するため、落札決定までの期間を短縮するなど、事務処理の効率化を図ります。また、これに併せて適正な金額での契約を確保する観点から、総合評価適用工事の失格判断基準を引き上げます。失格判断基準に関する詳細は、別途お知らせをご確認ください。

【総合評価落札方式における低入札価格調査等の一部を省略するための基準】

http://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/documents/5709_2_syouryakukijun.pdf

そ の 他

■適用年月日

平成28年6月10日以後に告示する工事等から適用します。

■参照

【札幌市交通局工事等総合評価落札方式試行要綱（測量業務の総合評価関係）】

<http://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/documents/sougouhyoukayoukou.pdf>

【札幌市交通局入札情報サービス（測量業務の総合評価関係に係る申請書類）】

「工事・設計等・道路維持除雪」→「共通ファイルダウンロード」→「制限付一般競争入札（測量業務型）申請関係」

【札幌市交通局工事等低入札価格調査要領（調査基準価格及び失格判断基準関係）】

<http://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/documents/kouzitouteinyuusatukakakuchousayouryou.pdf>

地質調査業務の最低制限価格等 及び 総合評価適用工事の失格判断基準の引上げ等について（概要）

「地質調査業務」の最低制限価格等、「総合評価適用工事」の失格判断基準を引き上げました。また、予備設計や基本設計をはじめとする「その他建設関連業務」の最低制限価格等の算定方法を改正しましたので、お知らせします。

最低制限価格等・失格判断基準の引上げ等（工事・業務関係）

以下のとおり、最低制限価格等又は失格判断基準の算定方法を変更します。

対象工事等	変更対象	変更内容
地質調査業務	調査基準価格 及び 最低制限価格	【変更前】 直接調査費の額＋間接調査費の 90% ＋解析等調査業務費の 75% ＋諸経費の 50%
		【変更後】 直接調査費の額＋間接調査費の 90% ＋解析等調査業務費の 80% ＋諸経費の 50%
総合評価適用工事	失格判断基準	【変更前】 直接工事費の 80% ＋共通仮設費の 70% ＋現場管理費の 85% ＋一般管理費等の 65%
		【変更後】 直接工事費の 90% ＋共通仮設費の 85% ＋現場管理費の 85% ＋一般管理費等の 65%
その他建設関連業務 （予備設計等）	調査基準価格 及び 最低制限価格	【変更前】 予定価格（税抜き）の 70%
		【変更後】 ① 当該その他建設関連業務と同種の工事に係る業務（設計、地質調査、測量及び支障物件調査）に準じ、 費目ごとに積上げ （費目ごとの率は工事に係る業務と同率） ② ①による算出が困難な場合は、予定価格（税抜き）の 70% ※どちらの方法によるかは入札の告示又は指名通知をご確認ください。

そ の 他

■適用年月日

平成 28 年 6 月 10 日以後に告示する工事等から適用します。

■参照

【札幌市交通局工事等低入札価格調査要領（調査基準価格及び失格判断基準関係）】

<http://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/documents/kouzitouteinyuusatukakakuchousayouryou.pdf>

【札幌市交通局工事等最低制限価格運用要領（最低制限価格関係）】

http://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/documents/kouzitousaiteiseigenkakaku_1.pdf